

平成 28 年 9 月第 333 回定例会（第 3 日 9 月 29 日）

公明党県民会議の天野文夫です。5項目6問について、一括で質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の質問は、「自助・共助・公助」から見た防災・減災対策の共有についてです。

私たちの住む日本の国土は、他の国に比べて、地震、津波、台風、洪水、火山噴火、土砂災害など災害が起こりやすく、これまでも大きな災害に見舞われています。特に南海トラフ地震は、来るか来ないか分からない地震ではなく、早いか遅いかはともかく、必ずやってきます。また、それまでの間、熊本地震のような内陸型地震が発生します。

地球温暖化に伴う気候変動による自然災害も含めて、災害の多い国土に暮らす私たちにとって、防災は常日頃から考えておかなければならない大きな問題です。

1997 年に、当時の河田京都大学教授が行った推計によると、阪神・淡路大震災では、地震直後に 16 万 4,000 人もの人々ががれきの下敷きになり、そのうち約8割の方々は自力で脱出しましたが、約3万 5,000 人の方々は生き埋めになってしまいました。この要救助者のうち、近隣住民が救出したのは約2万 7,000 人で、その8割の方々が生存していた一方で、主に救出が困難で、警察、消防、自衛隊が救出した約 8,000 人のおよそ半数の方々が亡くなっています。災害発生から 24 時間以内の救出は特に生存率が高く、家族や近隣の方々が力を合わせて迅速に対応することで、多くの命を救うことが可能となります。

さらに、大きな災害であればあるほど、国や行政の救助・救援が行き渡るのには時間を要することからも、地元の消防団や住民の方々など、地域の総合的な力で災害に対応することが必要であることを教えられました。まさに、地域の防災力の向上が大切であります。

一般に、災害被害の軽減は、自助・共助・公助の効率的な組み合わせで実現され、その割合は、自助7、共助2、公助1と言われています。命を守るために、今、私たちができることを具体的に実行しなければならない時であります。

災害対策の基本は自助です。自分の命は自分で守るという姿勢が必要です。東日本大震災でも、家具の固定や備蓄などを行っていた人や津波からの避難を日頃から徹底してきた人など、自ら備えをしてきた結果、被害を免れた事例が報告されています。

また、個々人の力には限界があります。共助として行動することが効果的であることが多くあります。現在の社会では、各種ボランティア、企業、自治体、公的防災機関が日頃から協働することにより、社会のあらゆる人的・物的資源を動員して防災・減災対策に取り組んでいます。

公助では、発災時には、自衛隊、消防、警察などによる救助活動、避難所の開設、

救援物資の支給、仮設住宅の建設などが行われます。また、事前の対策として、避難路の確保や延焼を防ぐための幅の広い街路の整備、避難場所となる公園の整備、建築物への耐震化への助成、学校などの耐震補強、災害関連情報の周知・徹底、災害時要援護者支援システムの整備などに取り組むことが重要です。

先日、公明党・県民会議で熊本県益城町の視察をしました。現地の職員の方から、「これまで台風対策はしていたが、地震対策をしていなかった。」「近隣の市町との災害対策協定を結んでおくべきだった。」また、「兵庫県からの長期にわたる職員の派遣が大変助かった。」という言葉が印象的でした。

近年、全国で地震被害や台風などによる集中豪雨被害が頻発しており、そのたびに県民は大きな不安を募らせています。そのためにも、社会全体で積極的に防災・減災対策をとり、ハード・ソフト両面にわたる施策のこれまでの取組成果と、現在の課題や今後の計画を県民としっかりと共有することが大切であると考えます。その上で、県民一人ひとりが、今、災害が起きたらどうするのかという意識に立って、命や財産を守るために何をすべきなのかを常に考え、災害に備えてもらうことが重要です。

そこで、県民に対し、自助・共助・公助から見た防災・減災の取組を、県として積極的かつ具体的に示していくことで県民の不安を取り除き、県民自らが災害発生時に適切な行動をとるようになると考えますが、当局のご所見をお伺いします。

次に、ヘルプマークの導入推進について伺います。

兵庫県では、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現を目指し、県民の参画と協働のもと、さまざまな取組を行っています。

その一環として、内部障害者や難病患者など、配慮の必要なことが外見から分かりにくい方に対し、バスや電車での座席の譲り合いをはじめ、そうした方々の社会参加を応援し、みんなに優しい環境づくりを進めていこうと「譲りあい感謝マーク」を平成23年に制定しました。対象者は身体障害者手帳所持者や難病患者の場合、医療受給者証所持者及び難病団体連絡協議会加盟団体の会員で、実費により配布されています。

また、障害のある方などのための駐車スペースを適正に利用していただくため、兵庫ゆずりあい駐車場制度を実施しています。交付対象者は、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者・高齢者・妊産婦など、歩行が困難な方に利用証を交付しています。

一方、ヘルプマークは東京都が制作し、近年は、都内だけでなく、複数の府県にも普及が広がっています。ヘルプマークの対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障害者や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていて配布を希望する方々です。

しかしながら、身体機能等に特に基準を設けているわけではありません。ヘルプマークの配布に当たっては、必要な方々が円滑にマークを活用することができるように

配慮し、特に書類等の提示は必要なく、申し出に対し無料でお渡しすることとしています。マタニティマークと同様、ご家族等が代理でいらっしゃる場合もお渡ししています。シンプルでよく目立ち、分かりやすいデザインマークになっており、ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を、平成 25 年7月から、全ての都営地下鉄、都営バス、都電荒川線などで開始し、さらに、平成 26 年7月からは、ゆりかもめ、多摩モノレールへと拡大して実施しています。また、平成 26 年7月から民間企業への働きかけも実施しています。

本年3月に開催された関西広域連合委員会でも、構成府県が取り組んできた事業と併用していくこと及びPRに取り組んでいくことが決定されたことから、我が県においても、譲りあい感謝マークと同様、普及率及び認知度が課題です。先日も、県内の関係団体からも、実現に向けて強い要望が我が会派に寄せられました。

そこで、障害があることが分かりにくい方々が日頃から周囲の援助を受けやすくするために、障害児者等のマークであるヘルプマークを、国や他の自治体、民間との連携のもと、導入・啓発を推進すべきと考えますが、当局のご所見をお伺いします。

項目の三つ目は、18 歳選挙権開始の総括についてお伺いします。

まず、1点目は選挙管理委員会としての総括についてであります。

自民、公明、旧民主など、与野党6党が共同提出した選挙権年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げる改正公職選挙法が、昨年6月 17 日の参院本会議において全会一致で可決、成立しました。施行日は、公布から1年後の今年6月 19 日となり、そして、本県では今夏の参院選から実施されました。18 歳選挙権の実現で新たに有権者となった 18、19 歳の未成年者は約 240 万人であり、これは全有権者の2%に当たります。

日本で選挙権年齢が変更されるのは、1945 年に 25 歳以上の男子から 20 歳以上の男女となって以来、70 年ぶりのことであり、未来を担う若者の声を、より政治に反映させることが可能となり、期待されています。

7月の参議院選挙では、県選挙管理委員会によると、県内の 18、19 歳の当日有権者数は 10 万 9,829 人で、投票率は 44.74%、19 歳は 40.13%で、18 歳の 49.32%を下回った。また、県内の中山間地域と都市部での格差があったと発表されました。

こうした現状や意見も踏まえ、これからの課題としては、初めて選挙を経験する若者への政治的教養を高める教育が必要であります。18 歳、19 歳を迎えた現在の高校3年生や大学生などの未成年者が投票を初体験し、同時に選挙運動や政治活動も認められるようになりました。

今回は、各政党も努力したと思いますが、課題の一つは、学校外で政治活動が解禁された高校生の受け皿として、生の政治を体験できる運動体が必要でした。もう一つは、学校現場をバックアップする体制であります。例えば、法教育では弁護士会、検察庁、裁判所等が、学校に弁護士、検察官、裁判官を派遣し、一定の成果を上げ

ています。主権者教育にも、選挙管理委員会がバックアップしていくことが必要であると考えています。

そこで、県選挙管理委員会では、昨年度から選挙出前授業を実施されていますが、今回の18歳まで年齢を引き下げて行った参議院選挙の結果を踏まえて、選挙管理委員会として高校生や大学生の学校現場への関わりに対する評価と今後の取組方針について、当局のご所見をお伺いします。

続いて、教育委員会としての総括等についてお伺いします。

昨年6月定例会において、教育長は、公職選挙法改正を受け、国が作成する政治や選挙等に関する副教材の活用等により、選挙権の行使が社会の形成につながる重要な行為であることを指導していくと答弁されています。

具体的に、県立高校で政治的教養を高める教育の実施については、公民などの教科として行う場合、教科以外の時間を活用して行う場合など、学校によってさまざまなやり方が出てくると考えられます。

そこで、県教育委員会として、政治的教養を高める教育における政治的中立性や指導上の質を確保するため、どのようにガイドラインやルールを作られたのか、また、当面は選挙権の付与が目前の高校生への教育が急がれるとしても、義務教育で行われる内容との体系化も必要と考えますが、当局のご所見をお伺いします。

項目の4点目は、小中一貫教育の推進についてお伺いします。

小中一貫教育では、教職員に対して、小・中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で、互いに学び合い、義務教育9年間で児童生徒を育てる発想を持つことを目的としています。そして、児童生徒には、多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減することを目的とする中1ギャップの解消や、中学生が小学生との触れ合いを通じ自尊感情を高め、生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくことを目的としているなど、現在のさまざまな教育問題に対し、永年続けてきた基礎的教育システムの変革に真正面から取り組むものであると考えます。

小・中学校教職員が、義務教育9年間の教育活動を理解した上で、児童生徒の発達段階に応じて自分の果たすべき役割をしっかりと認識すること、9年間の系統性を確保し、平成18年の教育基本法の改正、平成19年の学校教育法の改正において新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等を、よりよく養えるようにしていくことは、全ての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的であります。

小中一貫教育の制度化につきましても、昨年6月に関係の法改正が行われ、本年の4月から義務教育学校の設置が可能となりました。

県教育委員会では、国の事業を活用して、姫路市、豊岡市、養父市をモデル地域とした小中一貫教育調査研究事業を昨年度から3ヵ年計画で実施して、小中一貫教育

の成果、課題の分析、課題への対応策などの検討を行うこととされています。そこで、まずモデル地域の進捗状況について伺います。

また、小中一貫教育を推進するためには、校種間の調整や計画実施をする人的支援が必要であります。現在、本県では小学校高学年の学力向上、あるいは小学校と中学校の間の円滑な接続を目的として、小学校高学年において兵庫型教科担任制を全県的に展開しており、今の小学校専科指導加配も含めた指導方法工夫改善加配の全てを、この兵庫型教科担任制等新学習システム実施のために活用されておりますので、現在のままでは新たに小中一貫教育の推進には加配を使えないのが現状です。更なる国への定数改善要求が必要であると考えます。

さらには、さまざまな問題に対応するための副校長制を含めた管理職体制の設置や、小中一貫教育推進のための施設整備に対する市町教育委員会への支援が欠かせないと考えますが、当局のご所見をお伺いします。

最後の質問は、特別支援教育の充実についてであります。

特別支援教育の一層の充実を図るため、加配教員による特別支援教育コーディネーターの専任化が求められています。

障害のある児童・生徒を支援するため、文部科学省は平成 19 年の通知で特別支援教育コーディネーターの各学校への配置を求めました。

特別支援教育コーディネーターは校長が指名し、保護者に対する相談窓口や関係機関との連絡調整、校内での支援体制づくりのまとめ役などを務めておられます。平成 26 年度時点で、全国の国公私立の小学校の約 99%、中学校約 95%、高校約 84%で配置されていますが、学級担任や教務主任などと兼務しているケースが大半です。

現在、多くの自治体でコーディネーターの養成研修が実施されています。しかし、現実には研修などで専門性を身に付ける時間的余裕がない、コーディネーター業務まで手が回らないといった課題が指摘されています。本県においても専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置及び特別支援学校においては、複数配置が求められています。

また、併せて、文部科学省によると、平成 26 年度調査で学習障害——LDや注意欠陥多動性障害——ADHDなど、比較的軽度の障害を抱えながら公立小中学校の通常学級に通い、一部授業だけを別に行う通級による指導を受けている児童・生徒は約8万 4,000 人で、10 年前の 2.3 倍にまで増えています。特別支援学級で学ぶ児童・生徒も、約 18 万 7,000 人で、2.1 倍に達しております。

本県においては、通級による指導を受けている児童・生徒は約 1,927 人で、平成 16 年度の 3.1 倍にまで増えています。特別支援学級で学ぶ児童・生徒も約 6,963 人で、平成 16 年度の 1.7 倍に達しております。通級による指導を担当する指導力のある学校生活支援教員の増員が不可欠であると考えます。

また、政府の教育再生実行会議では、特別支援教育コーディネーターの専任化のほか、日常生活や学習面で子供をサポートする特別支援教育支援員や看護師の配置促進も求めています。さらに、発達障害の早期発見のため、就学時や就学中の健診について、就学前健診の結果が引き継がれるよう促すことや、発達障害の特性を踏まえた視点を問診票に明確に記載することなども提言しています。

そこで、加配教員による特別支援教育コーディネーターの専任化、通級による指導を担当する指導力のある学校生活支援教員の増員など、特別支援教育の充実のため人的配置が必要だと考えますが、現状と今後の方針について、当局のご所見をお伺いします。

以上、5項目6問について質問いたしました。

ご答弁、よろしくお願いいたします。

それぞれありがとうございました。

質問の4番、5番の教育関係で再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど申しました小中一貫教育の推進にしましても特別支援教育の充実にいたしましても、やっぱり大事な取組でありまして、人的な配置というのが、やはり大きなウェートを占めるのかなと思っております。

先ほど言うていただきましたように、国への要望というのを続けてしていただくのはもちろんであります。刻々と進んでいく状況の中にあって、県として人的支援を県単で、そういう政策が前進するような配置というのはできないのかということをお考えを、お考えをお示してください。